

## 湖南省農業委員会だより

平成22年2月9日発行

第 2 号

湖南省農業委員会

湖南省中央一丁目1番地

TEL 0748-71-2362

## 農地制度が かわりました！！

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。  
将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、活かすことが重要です。  
こうした観点から農地法等改正され、平成21年12月15日から施行されました。

### 農地を相続した場合は、農業委員会に届出が必要になりました！

農業委員会が把握できない農地等についての権利移動があった場合には、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものであります。

- ☆ 相続によって農地を取得した場合は、農業委員会に届出が必要です
- ☆ 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- ☆ 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになりました。

### 遊休農地に対する 指導が強化されました！

わが国の食料自給率を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的としています。

- ☆ すべての遊休農地が指導対象で、農業委員会が年1回農地の利用状況を調査します。
- ☆ 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告を行います。
- ☆ 農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

### 違反転用に対して 罰則が強化されました！

許可を受けずに農地を転用した場合の罰金額が大幅に引き上げられました。

☆ 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。

事項	現 行	改 正
① 違反転用	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
② 違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

## ☆ 標準小作料制度が廃止されました ☆

標準小作料制度に代わり、農地の農業上の利用の増進及び利用関係の調整に資するため、地域における賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の賃借料情報を提供することになりました。

### 湖南省賃借料情報

平成20年1月から12月までに許可（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は以下のとおりです。

#### 【田（水稲）の部】

（単位：円）

許可（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考	
湖南省全域	基盤整備地域	9,300	14,700	3,000	183	
	未整備地域	6,100	10,000	5,000	68	
（参考） 湖南省平均	7,900			233		

- \*1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- \*2 賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、60kgあたり14,705円で換算している。
- \*3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としている。
- \*4 （参考）湖南省平均の平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値である。

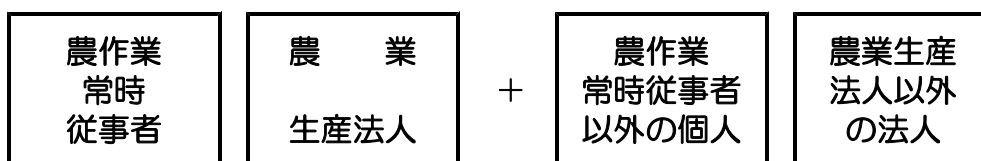
## ☆ 農地の貸借規制が緩和されました ☆

「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改められました。農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進することを明確化しています。

### 〔農地の借り受け者の範囲〕

（改正前）

（改正後に追加）



#### ☆農作業委託者も農業生産法人の構成員☆

集落ぐるみでの営農を行う取組を進めやすくするため、農業生産法人に農作業を委託する者についても、その法人に農地を貸している者等の同等の取り扱いとなりました。

#### ☆農地の賃貸借の存続期間は50年まで可能☆

農地の賃貸借の存続期間は民法で20年とされていましたが、選択の幅を広げるため、50年以内まで可能となりました。

## ☆ 新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい ☆